（関税定率法施行令の一部改正）

第二条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「再輸入貨物の免税」を「無条件免税」に改め、同項ただし書中「明らかであるとき」の下に「、又は当該貨物（同条第十一号の規定により関税の免除を受けようとする前条第二号に掲げる容器に限る。）が特例輸出入者（関税法第七条の二第一項（申告の特例）の承認及び同法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認の双方の承認を受けた者をいう。以下同じ。）によつて輸出されたものであつて、当該特例輸出入者の特例申告貨物であるとき」を加え、同条第二項中「に係る戻し税」を「の減税、免税又は戻し税等」に、「内貨原料品」を「課税原料品等」に改め、「場合の免税」の下に「又は戻し税等」を加える。

第三十四条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けようとする貨物（第三十二条第一号又は第三十三条第二号に掲げる容器に限る。）が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、適用しない。

第三十六条第一項中「加工用貨物の」及び「輸入の目的」を削り、「、加工者」を「並びに加工者」に改め、「並びに輸出の予定地」を削り、同条第二項を削る。

第三十九条第三項中「（再輸出免税貨物の輸出の届出）」を削り、「、前項の」を「、第二項の規定による」に改め、「交付がされた日」の下に「（前項の規定により第二項の規定が適用されない場合にあつては、輸出された同項の貨物（以下この項において「再輸出貨物」という。）の輸出の許可の日）」を加え、「当該貨物の輸入地」を「再輸出貨物の輸入地」に改め、「提出するとともに」の下に「、前項の規定により第二項の規定が適用されない場合を除き」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、税関長は、再輸出貨物（法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けた貨物に限る。）が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、次に掲げる事項のうち必要がないと認めるものの当該届出書への記載を省略させることができる。

第三十九条第三項第一号及び第二号中「当該貨物」を「再輸出貨物」に改め、同項第三号中「当該貨物」を「再輸出貨物」に、「前項の」を「第二項の規定による」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けた貨物（第三十二条第一号又は第三十三条第二号に掲げる容器に限る。次項において同じ。）が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、適用しない。

第四十一条中「第三十四条、第三十六条第二項」を「第三十四条第一項及び第二項」に、「第三項」を「第四項本文」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、関税定率法施行令第三十四条第三項の規定により同条第二項の規定が適用されない場合は、この限りでない。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ト中「別表第三号」の下に「、第六号」を加える。

別表第四号中「同条第七項」の下に「、第八項若しくは第十項」を加え、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十二項」に改め、同表第六号中「提示」の下に「又は同条第三項ただし書の規定による報告若しくは許可の申請」を加え、同表第八号中「第十八条第一項ただし書（入出港の簡易手続）の規定に基づき行われる同法第十五条第一項の規定による報告若しくは同条第二項の規定による書面の提出、同法」を削り、「第十八条第二項」の下に「（入出港の簡易手続）」を加え、「若しくは書面の提出」を削り、「第十五条第七項」を「第十五条第十項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十九号。次項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条及び第三条の規定　平成二十四年十月一日

二　第一条中関税法施行令第九十一条の次に二条を加える改正規定　平成二十五年一月一日

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

2　改正法第二条の規定による改正後の関税法（昭和二十九年法律第六十一号。以下この項において「新関税法」という。）第十五条第七項及び第八項の規定は、これらの項に規定する積荷であつて、この政令の施行の日後に第一条の規定による改正後の関税法施行令第十二条第七項本文に定める時（同項ただし書の規定によりその時までに新関税法第十五条第七項及び第八項の規定による報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時）が到来するものについて適用する。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年七月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百八十三号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八十号を第八十四号とし、第七十五号から第七十九号までを四号ずつ繰り下げ、第七十四号を第七十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十八　一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）―二―（ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類

第一条中第七十三号を第七十六号とし、第六十一号から第七十二号までを三号ずつ繰り下げ、第六十号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十三　二―（メチルアミノ）―一―（四―メチルフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類

第一条中第五十九号を第六十一号とし、第四十九号から第五十八号までを二号ずつ繰り下げ、第四十八号を第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十　（一RS・三SR）―三―［二―ヒドロキシ―四―（二―メチルノナン―二―イル）フェニル］シクロヘキサン―一―オール及びその塩類

第一条中第四十七号を第四十八号とし、第四十六号の次に次の一号を加える。

四十七　一―ナフタレニル（一―ペンチル―一H―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦